

ニュー

部落問題・人権問題意識調査の動向

内田 龍史

はじめに

一 調査枠組みの変化

二〇〇二年三月、国レベルでの同和対策事業が終了したことから、各方面で「同和」から「人権」への政策転換がはかられている。これまで行政を中心に行われてきた膨大な数の部落問題に関する意識調査においても、「同和問題に関する意識調査」から「人権問題に関する意識調査」へと課題が拡大されつつある。

本稿は、転換期を迎えた二〇〇〇年から二〇〇四年までに府県・政令指定都市で行われた、部落問題を含む意識調査について、調査枠組みおよび調査結果に関するレビューを行う。

先述したように、近年、「同和問題に関する意識調査」から、「人権問題に関する意識調査」へと調査枠組みの変化が見られる。この変化の背景には、部落問題を含め、広く人権諸課題に取り組むための「人権擁護施策推進法」(一九九六年)や「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」(二〇〇〇年)の制定があげられる。

法務省人権擁護局は、法を効果のあるものとするために二〇〇二年に『人権教育・啓発に関する基本計画』をとりまとめたが、そこで取り上げられた各人権課

題(女性・子ども・高齢者・障害者・同和問題・アイヌ・外国人・患者・刑を終えて出所した人・犯罪被害者・インターネットによる人権侵害)にしたがって、内閣府による「人権擁護に関する世論調査」(二〇〇三年)が行われている。この調査は、各自自治体が行う意識調査の枠組みに大きな影響を与えている。

このような状況のもと、二〇〇〇年以降に行われている意識調査は、①従来型の部落問題を中心とした意識調査、②他人権問題も取りあげられているが、少なくとも部落出身者に対する忌避的態度をとりあげるなど部落問題にウエイトを置いている人権意識調査、③部落問題を単に人権問題の一つとして位置づけた人権意識調査の三つに分類できる。分類結果は文献一覧に整理してあるので、こちらをご覧ください。

二〇〇〇年以降も多くの部落問題を取りあげた調査が行われている背景には、先述した『人権教育・啓発に関する基本計画』や、部落問題意識の実態把握を要請する各地方自治体の人権条例の施行が

あると考えられ、運動の成果としてとらえることができる。しかし、③に分類される調査は、部落問題に関する質問項目が二～五問と極めて少なく、意識調査のそもそもの目的である心理的差別の現状を明らかにすることができていない。また、②の調査も、部落問題以外の人権課題については二～三の調査項目にとどまることが多く、残念ながらそれぞれの人権課題を深く追究できる調査枠組みとはなっていない。

二 意識調査結果の特徴

本節では、意識調査の結果について、各地域での意識の経年変化を踏まえつつ概観する。紙幅の都合上、簡単な紹介しか行えないが、意識調査結果については調査ごとに質問文・選択肢が異なることが多く、単純に比較することができないことに注意が必要である¹⁾。

1 部落問題の解決策

部落問題の解決策（三つ以内の複数回

答）については、依然として「寝た子を起こすな論」や「部落分散論」が一定の割合で見られる。

「そつとしておけば差別はなくなる」などに代表される「寝た子を起こすな論」は、おおよそ二割～四割（栃木県三七・七％、群馬県四三・六％、神奈川県三八・〇％、川崎市二八・六％、石川県二五・五％、岐阜県二一・三％、愛知県一八・五％、徳島県三六・六％、長崎県三〇・八％（東から順に。以下同じ）、「分散論」はおおよそ一割～四割（栃木県二四・二％、群馬県一三・〇％、神奈川県二五・一％、川崎市三九・二％、石川県三二・五％、愛知県二六・一％、徳島県二四・一％、北九州市三〇・五％、長崎県二一・九％）を占めている。

大阪府民の意識調査では、「そつとしておけば自然に『差別』はなくなる」との選択肢について「非常に重要」と「やや重要」と回答した人を両方合わせると三六・九％に達している。また、「同和地区住民が差別されないようにもつと努力する」との選択肢について「非常に重

要」と「やや重要」と回答した人を両方合わせると四八・六％となっている。

2 忌避的態度（結婚・土地）

結婚をめぐる部落出身者に対する忌避的態度として代表的なものに、仮に子どもが結婚相手や部落出身者であった場合などのような態度をとるのかをたずねる項目がある。「絶対に結婚を認めない（させない）」の割合はいずれに自治体においても一割に満たないが（栃木県二・二％、神奈川県二・二％、名古屋市二・六％、兵庫県四・一％、和歌山県一・一％、徳島県五・二％、北九州市七・八％、佐賀県二・八％、長崎県二・六％、熊本県三・四％、鹿児島県二・六％）、「子どもの意思を尊重する」割合は四～七割（栃木県五九・八％、神奈川県六一・六％、名古屋市四五・〇％、兵庫県四五・六％、和歌山県六二・五％、徳島県四三・二％、北九州市四〇・三％、佐賀県七〇・九％、長崎県七二・八％、熊本県六二・五％、鹿児島県五一・六％）と地域によってかなりのばらつきが見られる。また、三重

県では質問文・選択肢が異なり、「考えなおすように言う」が九・二％（前回一〇・三％）となっているが、前回と比較してほとんど変わっていない。

土地差別についてはやや強化される傾向が見られる。手頃な家を見つけたので買おうとしたところ、同和地区が通学区域であることがわかったために家を買うのを見合わせたという例示に対し、「差別だと思う」割合は、福岡県では四八・二％（前回四六・四％、前々回五一・四％）と変化が見られず、徳島県では四五・二％（前回五五・九％）と、前回調査を大きく下回っている。また、三重県では「いくら条件がよくても買いたくない」が二六・一％（前回二七・六％）であり、前回と比較してほとんど変わっていない。

3 関心ある人権問題

関心ある人権問題（複数回答）として、同和問題をあげる割合は地域によって大きなばらつきが見られるが、いずれも半数に達していない（富山県七・二％、石

川県一九・〇％、岐阜県一二・〇％、高知県四五・四％、北九州市三二・二％、佐賀県三〇・八％、長崎県一五・二％、熊本県二四・六％、大分県一六・九％、鹿児島県二八・五％）。また、前回調査と比較して関心が顕著に低下する傾向が、神奈川県二二・一％（前回三〇・四％）、川崎市一六・〇％（前回三一・四％）、長崎県一三・〇％（前回二七・七％）などの地域で見られる。

4 特別施策について

これまで行われてきた特別対策に対しては、一定の批判が見られる。鳥取県では、「同和地区だけに、ことさら特別対策をすること自体おかしい」とした回答が三二・五％（前回三三・三％）、福岡県では、「特別な対策をすること自体が『差別』だ」という意見に対し、「そう思う」が四九・七％（前回五〇・一％）と、ほとんど変化していない。大阪では、同和地区出身者に対する差別の原因として「同和地区だけに特別の対策を行うから」をあげる割合が四九・九％にのぼってい

る。

5 教育・啓発について

教育や啓発は部落解放に向けて重要な役割を果たしていると考えられるが、教育や啓発の実施に対する批判が一〇割見られる。啓発活動については、「やるべきでない」栃木県一〇・七％、同和教育に関する意見については、「やるべきでない」神奈川県九・八％、川崎市八・八％、栃木県一四・五％、「やらない方がよい」徳島県一三・四％、福岡県一二・六％、「問題を大きくする」和歌山県一九・四％などである。また、徳島県では「今後の同和問題の教育や啓発のあり方について」意見を求めたところ、「人権問題全体の二環として行う」との回答が四五・二％、「他の人権問題についても積極的にを行う」が一七・六％、「同和問題については特に重点的に行う」が三・〇％となっている。大阪府では「同和問題学習を受けた感想」について、「受けてよかった」が一五・〇％であるものの、「内容を改善すべきと思う」が二六・一

％、「受けない方がよかった」が七・二％となっている。

6 講演会・研修会への参加

長年にわたって同和問題や人権問題に関する講演会や研修会が実施されてきたが、一度もそれに参加したことがない人は多い。参加したことがない割合は、「同和問題」に関するものに限ると、およそ三〇八割（神奈川県七六・八％、川崎市七九・九％、群馬県七五・四％、名古屋市七九・五％、鳥取県三二・四％、徳島県四七・一％、香川県五八・一％、長崎県七二・四％）と、地域ごとに大きなばらつきがある。「人権問題」についてはおよそ五九割（群馬県七五・四％、静岡県七二・一％、富山県八五・八％、石川県四七・七％、愛知県六七・六％、和歌山県四八・六％、大分県五二・七％、鹿児島県五二・〇％）である。

また、学校教育における同和問題の学習状況をたずねたところ、福岡県では、「受けたことはない」と回答した割合は三九・九％、大阪府でも同和問題の学習

状況（学校教育を含む）を聞いたところ、二七・三％が「受けたことはない」となっており、同和問題学習をしたことがない人も少なくない。

研修会に積極的に参加している人の意識は肯定的である。鳥取県では、「子ども結婚相手に身元調査を行うことについて」、講演会・研修会参加状況別にみるととき否定的な回答率は、「二〇回以上」では六〇・九％であるのに対し、「参加したことがない」では四〇・二％となっている。同様に「部落差別をなくすために真剣に取り組みたい」についての回答状況を見ると、「そう思う」が「一〇回以上」では七一・六％であるのに対し「参加したことがない」では三四・六％と大きな開きが見られる。

大分県では「子どもの結婚相手と同和地区出身であった場合」の態度として、講演会への参加が三回以上の層では「同和地区の人であろうとなかろうと関係はない、そのことで反対はしない」の割合が四四・一％であるのに対し、参加したことがない層では三一・五％となっている。

る。北九州市でも、講演会への参加が一〇回以上の層では「子どもの意思を尊重」が五八・一％であるのに対し、参加したことがない層では三六・九％となっている。

7 人権に関する認知状況

人権条例や、国際人権についての認知度は高くない。たとえば大阪府では、大阪府「人権条例」について「内容もよく知っている」と回答した割合が三・〇％、「名称を聞いたことがある」は二七・五％にすぎない。また、「部落差別調査等規制等条例」についても「内容もよく知っている」と回答した割合は五・六％、「名称を聞いたことがある」は二八・六％となっている。また、「内容もよく知っている」との回答を見ると、「国際人権規約」については七・六％、「人権教育のための国連一〇年」については二・六％である。

徳島県でも、県の「部落差別調査規制条例」について「内容もよく知っている」と回答した割合は四・〇％、「内容は少

し知っている」は二三・二%にとどまっているほか、「知っている」割合は「国際人権規約」一三・四%、「人種差別撤廃条約」二六・七%、「人権教育のための国連一〇年」一一・七%となっている。

8 まちづくりの視点

部落差別を撤廃していくうえで、「まちづくり」をはじめとした部落と部落外との積極的な協働が重要な役割を果たすと考えられるが、このことに関して積極的な傾向が見られる。例えば、大阪府の意識調査では、部落を含む校区の住民の方が、そうでない校区の住民よりも部落への忌避意識が弱くなっている。また、京都市や三重県の意識調査においても、部落出身の人とのつきあいがある人の方が、そうでない人よりも部落への忌避意識が弱いという結果が見られる。

おわりに

本稿では取りあげなかったが、二〇〇五年以降も大阪府・大阪市・鳥取県・名

古屋市・京都市などでは、二〇〇〇年の調査に引き続き部落問題を中心とした調査が行われている。注目すべきは、鳥取県や名古屋市では、「人権に関する意識調査」を行いつつ、「同和問題に関する意識調査」も行っていることである。人権問題には様々な課題があるが、それぞれの課題を丹念に把握し、分析を行うためには、それぞれの問題に対する固有の調査が求められる。近年、男女共同参画に関する意識調査も行われるようになってきているが、部落問題・男女共同参画のみならず、個別の人権課題を把握するためのそれぞれの調査が行われることが望ましい。

注

(1) なお、本稿で紹介する鳥取県は、鳥取県(二〇〇一)の結果である。

文献一覧

① 従来型の部落問題を中心とした意識調査

和歌山県『同和問題に関する和歌山県民

の意識 意識調査報告書』(二〇〇一)
名古屋市『同和問題と市民の意識 意識調査結果報告書』(二〇〇一)
香川県『同和問題意識調査報告書』(二〇〇一)

川崎市『人権と同和問題についての市民意識調査報告書』(二〇〇一)

鳥取県『同和問題についての県民意識調査報告書』(二〇〇一)

大阪府『同和問題の解決に向けた実態等調査(府民意識調査)』(二〇〇一)

大阪市『同和問題の解決に向けた実態等調査(市民意識調査)』(二〇〇一)

神奈川県『人権と同和問題についての意識調査報告書』(二〇〇一)

徳島県『同和地区実態把握等調査(県民意識調査)報告書』(二〇〇一)

福岡県『人権同和問題と県民の意識』(二〇〇一)

② 部落問題にウェイトを置いている人権意識調査

栃木県『栃木県人権同和問題意識調査報告書』(二〇〇一)

- 群馬県『人権問題に関する県民意識調査報告書』(二〇〇一)
- 北九州市『人権問題に関する意識調査報告書(第六次)』(二〇〇一)
- 岐阜県『人権に関する県民意識調査報告書』(二〇〇二)
- 京都市『人権問題に関する意識調査報告書』(二〇〇二)
- 長崎県『人権に関する県民意識調査』(二〇〇二)
- 高知県『人権に関する県民意識調査報告書』(二〇〇三)
- 石川県『人権問題に関する県民意識調査報告書』(二〇〇四)
- 愛知県『人権に関する県民意識調査報告書』(二〇〇三)
- 兵庫県・(財)兵庫県人権啓発協会『人権に関する県民意識調査結果報告書』(二〇〇四)
- 大分県『人権問題に関する県民意識調査報告書』(二〇〇四)
- 佐賀県『人権に関する県民意識調査報告書』(二〇〇四)
- 鹿児島県『人権問題に関する県民意識調査報告書』(二〇〇四)
- 香川県『人権に関する県民意識調査報告書』(二〇〇五)
- 千葉県『人権に関する県民意識調査報告書』(二〇〇五)
- 静岡県『人権問題に関する県民意識調査結果報告書』(二〇〇五)
- 熊本県『人権に関する県民意識調査報告書』(二〇〇五)
- 鳥取県『鳥取県人権意識調査報告書』(二〇〇五)
- 三重県『人権問題に関する三重県民意識調査報告書』(二〇〇六)
- ③部 落問題を単に人権問題のひとつとして位置づけた人権意識調査
- 埼玉県『人権に関する意識調査 概要版』(二〇〇一)
- 滋賀県『人権に関する意識調査報告書』(二〇〇二)
- 富山県『人権に関する県民意識調査報告書』(二〇〇四)
- 宮崎県『人権に関する県民意識調査結果の概要』(二〇〇四)
- 島根県『人権問題に関する県民意識調査報告書』(二〇〇四)
- 名古屋市『人権に関する市民意識調査報告書』(二〇〇五)
- 二〇〇五年度以降の調査
- 横浜市『人権に関する市民意識調査報告書』(二〇〇五)
- 大阪府『人権問題に関する府民意識調査報告書』(二〇〇六)
- 大阪市『人権問題に関する市民意識調査報告書』(二〇〇六)
- 鳥取県『同和問題についての県民意識調査報告書』(二〇〇六)
- 名古屋市『同和問題についての市民意識調査報告書』(二〇〇六)
- 京都市『人権に関する市民意識調査報告書』(二〇〇六)